

第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百七十一条第二項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百二十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第二項、第二百六十条第二項、第二百六十七条第二項、第二百七十九条第二項、第二百八十三条第二項又は第二百八十七条第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百七十一条第二項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百二十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第二項、第二百六十条第二項、第二百六十七条第二項、第二百七十九条第二項、第二百八十三条第二項又は第二百八十七条第二項又は第二百八十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十一条の二第一項、第二百二十三条の二第一項、第二百二

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五条の二第一項、第三百十条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第一項（第四百十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項（第四百十一条第一項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項（第四百十一条第二項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第一項（第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第一項（第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十二条第一項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項

及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十三条第一項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十五条第一項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十二条、第二百九十五条及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十三条第三項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百九十五条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九十八条第一項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九十九条第一項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九十九条第三項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第一項（第二百九十八条第五号において

準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項（第二百九十八
条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一
項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を
含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む
。）、第二百二十九条第一項（第二百八十八条第一項及び第二百
九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十条
第一項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号におい
て準用する場合を含む。）又は第二百三十一条第三項（第二百九
十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に違反して
、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第
百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十
五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する
場合を含む。）、第百六十九条第一項（第二百五十二条第一項、
第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八
条第二号において準用する場合を含む。）、第百九十二条第一項
（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用
する場合を含む。）、第二百八十条第一項（第二百八十条第一項
及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は
第二百四十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八
条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む
。）の規定に違反したとき。

六 この法律に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をし

五 第八十七条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第
百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十
五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に
違反したとき。

（新設）

たとき。

第三百十九条 (略)

附則

(振替社債の特例)

第十条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決議がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条第一号及び第二号、第六十九条、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七条、第五章から第十三章まで並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百六十六条 (略)

附則

(振替社債の特例)

第十条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という。）までに発行の決議がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（以下附則第十八条までにおいて「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第六十六条第一号及び第二号、第六十九条、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七条、第五章並びに第六章並びに附則第一条から前条まで及び第十九条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第十六条第四項の規定により

(振替国債の特例)

第十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に規定する施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までに起債がされた国債であつて、その起債後に財務大臣がこの法律の規定の適用を受けるものとして指定したもの(以下附則第二十六条までにおいて「特例国債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録

第五十八条

(略)	(略)	(略)
第四百四十五条第二号	の規定により	及び附則第十六条第四項の規定により
若しくは第七十九条第五項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条、第七十九条第五項、若しくは附則第十四条第五項(同条第六項		

(振替国債の特例)

第十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に規定する施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までに起債がされた国債であつて、その起債後に財務大臣がこの法律の規定の適用を受けるものとして指定したもの(以下附則第二十六条までにおいて「特例国債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録

されたものについては、振替国債とみなして、この法律の規定（第四章、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第一百七条から第一百十条まで、第一百十二条及び第六章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から前条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

されたものについては、振替国債とみなして、この法律の規定（第四章、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第一百七条から第一百十条まで、第一百十二条及び第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から前条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条		
第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第	第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百三条第五項、第一百四十五条第五項若しくは附則第二十二條第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）	

（振替地方債の特例）

第百十一条	（略）	
振替国債	（略）	
附則第十九条に規定する特例国債	（略）	

（振替地方債の特例）

第百十一条第一項	（略）	
振替国債	（略）	百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第三百三条第五項、第四百四条第五項、第四百七条第六項若しくは第百八条第五項
附則第十九条に規定する特例国債	（略）	

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例地方債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債（第百十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条及び第八十七条並びに第百十四条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの（次項において「特例地方債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債（第百十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替地方債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条及び第八十七条並びに第百十四条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	
（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第二十七條第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項

2
(略)

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例投資法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債(第百十五条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条、第百十四条、第百十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十四条第一項本文及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十七条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2
(略)

(振替投資法人債の特例)

第二十八条 受入終了日までに発行の決定がされた投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例投資法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債(第百十五条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条、第百十四条、第百十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十四条第一項本文及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十七条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第二十八条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(相互会社の振替社債の特例)

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた保険業法に規定する相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの

第五十八条

(略)	(略)	(略)
第四百四十五条第二号	の規定により	及び附則第二十八条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により
	(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第二十八条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項

2
(略)

(相互会社の振替社債の特例)

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた保険業法に規定する相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの

（次項において「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債（第一百七十七条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百六条まで、第一百七十七条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第一百八条から第二百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（削る）

（次項において「特例社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債（第一百七十七条において準用する第六十六条（第一号イからホまでを除く。）に規定する振替社債をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百六条まで、第一百七十七条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第一百八条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第二十九条第二項において準用する附則第十四条第五項（同条第六項
-------	--	---------------------------------------

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第二十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替特定社債の特例)

第三十条 受入終了日までに発行の決定(資産の流動化に関する法律第百八条の決定(旧資産流動化法第百八条の決定を含む。))をいう。がされた資産の流動化に関する法律に規定する特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例特定社債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定社債(第百十八条において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十七号まで、第百十八条において準用する第六十六号各号、第六十九号、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十条から第百二十七号まで並びに第七章から第十三号まで並びに附則第一条から第十号まで、第十九号から前条まで及

(略)	(略)	(略)
第四百四十五条第二号	の規定により	及び附則第二十九条第二項において準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替特定社債の特例)

第三十条 受入終了日までに発行の決定(資産の流動化に関する法律第百八条の決定(旧資産流動化法第百八条の決定を含む。))をいう。がされた資産の流動化に関する法律に規定する特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例特定社債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定社債(第百十八条において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十七号まで、第百十八条において準用する第六十六号各号、第六十九号、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十条から第百二十七号まで並びに附則第一条から第十号まで、第十九号から前条まで及び次条から第三十六号までの規

び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(略)	(略)
(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条		若しくは附則第三十条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項
第百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替特別法人債の特例)

第三十一条 受入終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの(次項において「特例特別法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特別法人債(第二百二十条において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三条から第十九条まで、第二百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十七条及び第一百四十四条並びに第二百一条から第二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(削る)

(振替特別法人債の特例)

第三十一条 受入終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したものの(次項において「特例特別法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特別法人債(第二百二十条において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三条から第十九条まで、第二百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十七条及び第一百四十四条並びに第二百一条から第二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条

(これらの規定を第		若しくは附則第三十	
百十三条、第百十五		一条第二項において	
条、第百十七条、第		準用する附則第十四	
百十八条、第二百		条第五項(同条第六	

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第

(略)	(略)	(略)	
第四百十五条第二号	の規定により	及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により	条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条 項

2
(略)

(振替投資信託受益権の特例)

第三十二条 受入終了日までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権(第百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受

百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百四十条第二項並びに第二百二十三条から第二百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十二条第二項において読み

益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百二十条まで、第二百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百四十条第二項並びに第二百二十三条から第二百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条		
(略)	(略)	(略)
第百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十二条第二項において読み
	(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第三十二条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項(同条第六項

替えて準用する附則
第十六条第四項の規
定により

2
(略)

第三十三条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者（同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条において同じ。）が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。附則

替えて準用する附則
第十六条第四項の規
定により

2
(略)

第三十三条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者（同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。）が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託（同法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託

第三十八条において同じ。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができ旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

(振替貸付信託受益権の特例)

第三十四条 受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの(次項において「特例貸付信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三条から第二百二十九条、第八十七条及び第二百四十二条並びに第二百四十四条から第二百四十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

(振替貸付信託受益権の特例)

第三十四条 受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの(次項において「特例貸付信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権(第二百三条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三条から第二百二十九条まで、第二百三十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第二百四十二条並びに第二百四十四条から第二百四十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要

な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十四条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2

(略)

(振替特定目的信託受益権の特例)

第三十五条 受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律

第五十八条

(略)	(略)	(略)
第一百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十四条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により
	(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第三十四条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項

2

(略)

(振替特定目的信託受益権の特例)

第三十五条 受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律

に規定する特定目的信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（削る）

に規定する特定目的信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権（第百二十五条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条	
（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第三十条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項（同条第六項

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替外債の特例)

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例外債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外債(第二百二十七条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百十三条から第二百二十六条まで並びに第二百二十七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれら

(略)	(略)	(略)
第四百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

(振替外債の特例)

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例外債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外債(第二百二十七条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替外債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第一百十三条から第二百二十六条まで並びに第二百二十七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において

の規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(削る)

(略)	(略)	(略)
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

て、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第五十八条	(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条	若しくは附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項
第四百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2
(略)

（併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例）

第三十七条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第

号）附則第一条本文に規定する施行日（以下附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。）までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十三条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

第百二十一条の表	発行総額（償還済み	の発行総額（償還済
----------	-----------	-----------

第七十八条第一項 の項		みの額
	総発行口数（償還済 み又は解約済みの口 数）	について振替受入簿 に記載され、又は記 録された口数の合計 口数（分割により増 加した口数を含み、 併合により減少した 口数、当該記載又は 記録の効力が生じな かった場合における 当該記載又は記録に 係る口数及び償還済 み又は解約済みの口 数）
第二百一十一条にお いて準用する第七 十条第三項第二号	保有欄	第二百一十一条にお いて準用する第六十八 条第三項第三号に掲 げる事項を記載し、 若しくは記録する欄 （以下この章におい て「保有欄」という

	第百二十一条において準用する第七十八条第二項		第百二十一条において準用する第七十九条第二項第二号	第百二十一条において準用する第八
	発生、移転又は消滅	より当該	発生、移転又は消滅	振替社債
。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	附則第三十七条第一項に規定する特例投

十二条第一項		資信託受益権
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十七条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	口数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう）	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受

附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券	益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加	
附則第十四条第五項第三号イ	金額	口数	
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券	
附則第十七条第一項第二号	総額	総口数	

第三十八条 委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する

（新設）

法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特
例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託
委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について
、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益
権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を
行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同
条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「
当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益
権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号
）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）
について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請する
ことについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについ
て同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資
信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会
社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当
該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受
入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとす
る場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条
の規定の適用についても、同様とする。

（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例）

第三十九条 新受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸

（新設）

付信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第一百十三条から第一百二十二条まで、第二百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第一百十四条第二項、第二百二十四条から第二百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十三条において準用する第七十 条第三項第二号	保有欄	第二百二十三条において準用する第六十八 条第三項第二号に掲 げる事項を記載し、 若しくは記録する欄 （以下この章において「保有欄」という。）
-------------------------------	-----	--

第二百二十三条において準用する第七十八条第一項	の発行総額）	
第二百二十三条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	より当該
について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該

第二百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第二百二十三条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十九条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 | 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲

げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条 新受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定

（新設）

目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第百六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百二十五条の表 第七十八条第一項 の項	発行総額（償還済み の額	発行総額（償還済 みの額
総発行持分の数（償 還済みの持分の数	について振替受入簿 に記載され、又は記 録された持分の数の 合計数（分割により 増加した持分の数を 含み、併合により減 少した持分の数、当 該記載又は記録の効 力が生じなかった場 合における当該記載	

		第二百二十五条において準用する第七 十条第三項第二号	
		第二百二十五条において準用する第七 十条第三項第二号	
より当該 る当該	発生、移転又は消滅	保有欄	又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数
	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。） 移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	第二百二十五条において準用する第六十八 条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	第二百二十五条において準用する第六十八 条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

第百二十五条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十五条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権
第百二十五条において準用する第八十五条第一項	おいては、	おいては、附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第四十条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	持分の数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）	受益証券（資産の流動化に関する法律第一百七十二条第一項に規定する受益証券）
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三	金額の増額	持分の数の増加

号		
附則第十四条第五 項第三号イ	金額	持分の数
附則第十五条及び 第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一 項第二号	総額	持分の総数

（振替新株予約権付社債の特例）

第四十一条 新受入終了日までに発行の決議がされた新株予約権付社債（商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めがあり、同項第四号に掲げる同法第二百八十条ノ二十第二項第七号に掲げる事項の定めがなく、その新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限り。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例新株予約権付社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項ただし書、第二百二十二条

（新設）

、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十三条第三項第二号	保有欄	第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下

	第二百三十八条第一項	第二百三十八条第一項第二号
	の発行総数を	の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）
この章において「保有欄」という。）	について振替受人簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）を	について振替受人簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかつた場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の

	第二百三十八条第三項	第二百三十九条第二項第一号	
	発生、移転又は消滅	より当該	発生、移転又は消滅
行使又は社債の償還があつたものの数を除く。）	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	より当該口座における当該	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）

第二百四十二条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債
第二百四十四条第一項	おいては、	おいては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の
第三百十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

2

附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一	第六十八条第三項第	第二百二十一条第三
----------	-----------	-----------

項 附則第十六條第四	項 附則第十六條第一	附則第十四條第五 項第三號		附則第十四條第五 項第二號			附則第十二條第一 項第二號	項第一號	
		增額	金額	增額	金額	第三號		金額	二號
第六十七條第一項	第七十一條第一項					第六十八條第三項第 三號	第三百六條第一項		
第二百二十條第一項	項 第二百二十四條第一	增加	数	增加	数	第二百十二條第三項 第三號	第三百四十一條ノ八 第二項	数	項第二號

附則第十七条第一 項第二号	総額	総数、その社債の総 額、新株予約権を行 使することができる 期間
------------------	----	---

第四十二条 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十八条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項並びに第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第十章中次の表の上欄に掲げる字句は、それ

（新設）

それ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
超過数	超過額
合計数	合計額

2

前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする
ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十条第一項	新株予約権付社債券 (商法第三百四十一 条ノ八第二項に規定	社債券(商法等の一 部を改正する法律) 平成十三年法律第百
-----------	-------------------------------------	-------------------------------------

	第二百二十条第二項	第二百二十一条第三項第二号	第二百二十三条第三項第二号
する新株予約権付社債券	新株予約権付社債券	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	保有欄
二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券	社債券	事項	第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）

第二百二十四条第七項	第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	第二百三十八条第一項第二号
についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の発行総数を	の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項
の金額と同額	額 について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があったものの金額を除く。）を	額 について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記

					第二百三十八条第 三項	
の 数	より当該	発生、移転又は消滅	数は	の通知をすることが できない振替新株予 約権付社債の数を除 く。）	録の効力が生じなか った場合における当 該記載又は記録に係 る金額及び転換の請 求又は社債の償還が あつたものの金額を 除く。）	額は
の 額	より当該口座におけ る当該	発生（振替受入簿の 記載又は記録の効力 の発生を含む。）、 移転又は消滅（振替 受入簿の記載又は記 録の効力の消滅を含 む。）	額は			

第二百三十九条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号	数	額	第二百三十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第二百三十九条第三項及び第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数	額	第二百三十九条第三項及び第二百四十条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十条第一項第二号	数	額			

	第二百四十条第二項第一号	第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	第二百四十一条第一項第一号	第二百四十一条第一項第二号	第二百四十一条第二項第一号	第二百四十二条第一項
	数に相応する額	数	数を控除した数	数	数に相応する額	振替新株予約権付社債
	額	額	額を控除した額	額	額	附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債

第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	社債原簿
第二百四十四条第一項	おいては、 算出された数 に相応する社債の金額に 応じて	おいては、附則第四十二 条第一項に規定する特例 転換社債の 算出された額 に 応じて
第二百四十四条第二項	数	額
第二百四十七条	付された新株予約権 を行使する 商法第三百四十一 条ノ十三第一項の請求 書の提出及び同項の 払込み	ついて転換の請求を する 商法等の一部を改正 する法律（平成十三 年法律第二百二十八 号）による改正前の 商法第三百四十一 条ノ

3		
附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
第三百十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	五第一項の請求書の提出
附則第十二条第一項第二号	商法第三百六条第一項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十二條第三項において読み替えて準用する附則第十六条第四項
附則第十二条第一項第一号	第六十八條第三項第二号	第二百一十一條第三項第二号
附則第十二条第一項第二号	商法第三百六条第一項	商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）による改正前の商

		法第三百六条第一項
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第二百二十一条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第二百二十四条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百二十条第一項
附則第十七条第一項第二号	総額	総額、発行価額、転換の条件、転換によつて発行すべき振替株式の内容及び転換を請求することができる期間

(主務省令)

第四十三条 附則第十二条第一項第三号、第十三条第二号、第十七条第一項第二号及び第十八条（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十

(主務省令)

第三十七条 附則第十二条第一項第三号、第十三条第二号、第十七条第一項第二号及び第十八条（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十

一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十二条第二項(附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。)において準用する第六十八条第六項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

2 (略)

(罰則)

第四十四条 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二条第九項、附則第十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)(附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。)(又は第二十二条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十二条第二項(附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)(において準用する第六十八条第六項における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

2 (略)

(罰則)

第三十八条 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二条第九項、附則第十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)(附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十二条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 (略)

第四十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二条第九項第一号、附則第十四条第五項第一号若しくは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条第三項（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七條第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一号若しくは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項又は第二十五条の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

- 二 附則第十三条（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二

第三十九条 (略)

第四十条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

- 一 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二条第九項第一号、附則第十四条第五項第一号若しくは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第十六条第三項（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一号若しくは第三号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項又は第二十五条の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

- 二 附則第十三条（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二

条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 附則第十四条第四項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第四項の規定に違反して、振替受入簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 附則第十六条第二項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第二項の規定に違反して、振替受入簿の記載又は記録の抹消をしなかったとき。

五 正当な理由がないのに附則第十六条第四項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、

条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 附則第十四条第四項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条第四項の規定に違反して、振替受入簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 附則第十六条第二項（附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第二項の規定に違反して、振替受入簿の記載又は記録の抹消をしなかったとき。

五 正当な理由がないのに附則第十六条第四項（附則第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、

第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

六 附則第十七条第二項において準用する第八十七条第一項若しくは附則第十八条（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反したとき。

第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

六 附則第十七条第二項において準用する第八十七条第一項若しくは附則第十八条（これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反したとき。

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）

改正案	現行
第七百七十五条（略） 株式申込証ノ用紙ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一ノ四ノ二（略） 四ノ二ノ二 株券ヲ発行セザル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定 四ノ三ノ十三（略） （略） 第二百六条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ移転ハ前条第一項ノ名義書換ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ 前項ニ規定スル場合ニ於テハ会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外前条第一項ノ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ 一 株主又ハ其ノ相続人其ノ他ノ一般承継人及株式ヲ取得シタル者ガ共同シテ請求ヲ為シタル場合 二 株式ヲ取得シタル者ガ株主又ハ其ノ一般承継人ニ対シ名義書換ノ意思表示ヲ為スベキコトヲ命ズル確定判決ヲ得テ請求ヲ為シタル場合、第二百四条ノ三第一項ノ請求ヲ為シタル者ガ同項ノ株主ニ代金ヲ支払ヒタル旨ヲ証スル書面ヲ提出シテ請求ヲ為シタル場	第七百七十五条（略） 株式申込証ノ用紙ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一ノ四ノ二（略） （新設） 四ノ三ノ十三（略） （略） （新設）

合其ノ他ノ株式ヲ取得シタル者ノ請求ニ依ル名義書換ヲ為スモ利害關係人ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合
三 会社ガ株式交換又ハ株式移転ニ因リテ完全子会社トナリタル場合其ノ他ノ請求ニ依ラズシテ名義書換ヲ為スモ利害關係人ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合

第一項ニ規定スル場合ニ於テハ株主ハ会社ニ対シ其ノ株主ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二百七条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ質権者ハ其ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百九条 株式ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ会社ガ質権設定者ノ請求ニ依リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）ハ質権者ハ会社ヨリ利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配又ハ前条ノ金銭ノ支払ヲ受ケ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ニ充ツルコトヲ得

（略）

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項ノ質権者

（新設）

第二百九条 株式ヲ以テ質権ノ目的ト為シタル場合ニ於テ会社ガ質権設定者ノ請求ニ依リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質権者ハ会社ヨリ利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配又ハ前条ノ金銭ノ支払ヲ受ケ他ノ債権者ニ先チテ自己ノ債権ノ弁済ニ充ツルコトヲ得

（略）

第一項ノ質権者ハ会社ニ対シ前条ノ株主ノ受クベキ株券ノ引渡ヲ請

アルトキハ会社八前条ノ株主ノ受クベキ株券ヲ其ノ質権者ニ引渡スコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ其ノ株券ノ交付ヲ受クルニ付会社ニ旧株券ノ提出ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ提出アル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第一項ノ質権者アルトキハ会社八前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付其ノ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「会社ガ質権設定者ノ請求ニ依リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ」トアルハ「会社ガ前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ」トス

第二百十三条 (略)

・ (略)

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ株式ノ消却ヲ為サントスルトキハ会社八其ノ旨並ニ会社ノ定ムル一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六条第一項及第二項ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十五条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行

求スルコトヲ得

(新設)

第二百十三条 (略)

・ (略)

(新設)

(新設)

済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ
二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ株式ノ併合
ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ
其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十九条 前条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ株式
ノ分割ヲ為ス旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ
記録アル株主ガ株式ノ分割ニ因リ株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ
其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

・ (略)

第二百二十条ノ四 (略)

第二百二十四条ノ三第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ五 (略)

(削る)

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四
条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後二前
項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有セ
ズ

第二百十九条 前条第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テハ会社ハ株式
ノ分割ヲ為ス旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ
記録アル株主ガ株式ノ分割ニ因リ株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ
其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間
中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

・ (略)

第二百二十条ノ四 (略)

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

第二百二十条ノ五 (略)

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内二前項ノ規定ニ依リ株主トナリ
タル株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四
条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後二第
一項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有
セズ

第二百二十二条ノ五 株式ノ転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ株券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス但シ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ及端株ニ付テノ転換ノ請求ヲ為ストキハ請求書ノミノ提出ヲ以テ足ル

）
（略）

第二百二十二条ノ六 （略）

（削る）

第二百二十二条ノ九 （略）

前項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨、其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨及転換セラルベキ強制転換条項付株式ヲ公告シ且其ノ強制転換条項付株式ニ付テノ株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

・
（略）

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ第三項ノ規定ニ依リ株券ヲ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ転換ノ効力ガ生ズル

第二百二十二条ノ五 株式ノ転換ヲ請求スル者ハ請求書ニ株券ヲ添付シテ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス但シ端株ニ付テノ転換ノ請求ハ請求書ノミノ提出ヲ以テ足ル

）
（略）

第二百二十二条ノ六 （略）

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ニ株主ガ転換ノ請求ヲ為シタル時ハ其ノ議決権ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ期間満了ノ時ニ於テ転換アリタルモノト看做ス

第二百二十二条ノ九 （略）

前項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、転換セラルベキ強制転換条項付株式、一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨ヲ公告シ且其ノ強制転換条項付株式ニ付テノ株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

・
（略）

（新設）

旨及轉換セラルベキ強制轉換条項付株式ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告
スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ十 第二百二十二条ノ二第三項ノ規定ハ強制轉換条
項付株式ノ發行ノ場合ニ、第二百二十二条ノ三及第二百二十二条ノ
六但書ノ規定ハ強制轉換条項付株式ノ轉換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十四条ノ三 会社ハ議決權ヲ行使シ又ハ配當ヲ受クベキ者其
ノ他株主又ハ質權者トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日
ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主又ハ質權者ヲ以テ其ノ權利
ヲ行使スベキ株主又ハ質權者ト看做スコトヲ得

(削る)

前項ノ日ハ株主又ハ質權者トシテ權利ヲ行使スベキ日ノ前三月内ニ
於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社ハ第一項ノ日ヲ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定款ヲ以テ
其ノ日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十六条 会社ハ成立後又ハ新株ノ払込期日以後遲滞ナク株券
ヲ發行スルコトヲ要ス但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル
旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ株主ヨリ株券發行ノ請求ナキトキハ此
ノ限ニ在ラズ

第二百二十二条ノ十 第二百二十二条ノ二第三項ノ規定ハ強制轉換条
項付株式ノ發行ノ場合ニ、第二百二十二条ノ三並ニ第二百二十二条
ノ六第一項但書及第二項ノ規定ハ強制轉換条項付株式ノ轉換ノ場合
ニ之ヲ準用ス

第二百二十四条ノ三 会社ハ議決權ヲ行使シ又ハ配當ヲ受クベキ者其
ノ他株主又ハ質權者トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定期間
株主名簿ノ記載又ハ記録ノ變更ヲ為サズ又ハ一定ノ日ニ於テ株主名
簿ニ記載又ハ記録アル株主若ハ質權者ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ
株主若ハ質權者ト看做スコトヲ得

前項ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ日ハ株主又ハ質權者トシテ權利ヲ行使スベキ日ノ前三月内
ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社ハ第一項ノ期間又ハ日ヲ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定
款ヲ以テ其ノ期間又ハ日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十六条 会社ハ成立後又ハ新株ノ払込期日以後遲滞ナク株券ヲ
發行スルコトヲ要ス

株券ハ会社ノ成立後又ハ新株ノ払込期日以後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

(略)

第二百二十六条ノ二 (略)

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

(略)

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券アルトキハ其ノ株券ニ係ル株券発行ニ要スル費用ハ株主ノ負担トス

(削る)

第二百二十七条 会社ハ定款ヲ以テ株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ニ付テハ第二百四条第二項、第二百四条ノ三第六項第七項(此等ノ規定ヲ第二百四条ノ五第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百五条、第二百七条、第二百

株券ハ会社ノ成立後又ハ新株ノ払込期日後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

(略)

第二百二十六条ノ二 (略)

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載若ハ記録シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載若ハ記録又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス

(略)

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ対シ前項ノ規定ニ依ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十七条及第二百二十八条 削除

十三条第二項第三項、第二百十四條第三項、第二百五條、第二百十六條、第二百二十條第四項、第二百二十一條第五項、第二百二十二條ノ九第二項乃至第四項、第二百二十六條、第二百二十六條ノ二、第二百三十條ノ六第一項乃至第三項、第二百三十條ノ七第一項第二項第四項、第二百四十五條ノ三第六項前段(第二百四十五條ノ五第五項、第三百四十九條第二項、第三百五十五條第二項(第三百七十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十八條第七項、第三百七十四條ノ三第二項(第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百七十四條ノ二十三第七項、第四百八條ノ三第二項及第四百十三條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十條ノ十七第二項(第二百十一條第三項及第三百六十三條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十條ノ二十第二項第九号、第三百五十條(同條第一項及第三項ノ規定ヲ第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及第四百十六條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十九條、第三百六十八條及第四百十三條ノ四ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百二十八條 発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六條第一項但書又ハ第二百二十六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テハ第二百十三條第二項第三項、第二百十四條第三項、第二百十五條、第二百十六條、第二百二十條第四項、第二百二十二條ノ九第二項乃至第四項、第二百三十條ノ七第一項第二項第四項、第二百八十條ノ十七第二項(第二百十一條第三項及第三百六十三條第五

項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十条(同条第一項及第三項ノ規定ヲ第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及第四百十六條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十九條、第三百六十八條及第四百十三條ノ四ノ規定ハ之ヲ適用セス

第二百二十八條ノ二 第二百二十七條第二項及前條ノ場合ニ於テ八第

二百十三條第四項、第二百十五條ノ二、第二百十九條第一項(第二百一十一條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百二十二條ノ九第五項、第二百二十四條ノ三第三項(第二百二十條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十條ノ四第三項(第二百八十條ノ二十五第三項及第三百四十一條ノ十五第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十條ノ十七第三項(第二百一十一條第三項及第三百六十三條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三百五十條ノ二(第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及第四百十六條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又八第三百七十四條ノ七第一項(第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ公告ニ代ヘテ其ノ公告スベキ事項ヲ株主、端株主、株主名簿ニ記載又ハ記録アル質權者及新株ノ引受權又ハ新株予約權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ得

第二百三十條 株券ヲ喪失シタル者ハ会社ニ対シ株券喪失登録ノ申請ヲ為スコトヲ得但シ株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

(新設)

第二百三十條 株券ヲ喪失シタル者ハ会社ニ対シ株券喪失登録ノ申請ヲ為スコトヲ得

）
（略）

第二百三十条ノ五（略）

）
（略）

株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日
ニ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其
ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ナルトキハ会社ハ其ノ日ニ其ノ株券喪失
登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ前条第三項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ株
券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日ニ
無効トナリタルトキハ之ヲ適用セズ

第二百三十条ノ六（略）

・
（略）

株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日
ニ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其
ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株式ニ付テハ会社ハ
其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年ヲ経過シ
タル日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス
但シ其ノ株券喪失登録ニ付第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申
請又ハ前条第一項ノ抹消ノ申請ガ為サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百三十条ノ七 株券喪失登録者ガ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル

）
（略）

第二百三十条ノ五（略）

）
（略）

（新設）

（新設）

第二百三十条ノ六（略）

・
（略）

（新設）

第二百三十条ノ七 株券喪失登録者ガ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル

株券二付第二百十六條第一項（第二百二十二條ノ九第四項、第三百五十條第三項（第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及第四百十六條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十九條第二項、第三百六十八條第二項及第四百十三條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本條及次條第三項ニ於テ同ジ）ノ請求ヲ為シタルトキハ会社ハ第二百十六條第一項ノ期間満了ノ日力前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ株券力無効トナルベキ日前ニ到來スル場合ニ限り第二百十六條第一項ニ規定スル公告ヲ為スコトヲ得

）（略）

第二百三十條ノハ 株券喪失登録ノ為サレタル株券二付テハ会社ハ第二百三十條ノ四第六項、第二百三十條ノ五第五項若ハ第六項若ハ前條第二項（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラルル日、第二百三十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ株券力無効トナル日又ハ同條第四項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル日迄ノ間ハ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ

第二百十九條第一項、第二百二十四條ノ三第一項、第二百八十條ノ四第三項（第二百八十條ノ二十五第三項及第三百四十一條ノ十五第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第五項ニ於テ同ジ）又ハ第三百七十四條ノ七第一項（第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十條ノ四第一項ノ登録異議ノ申請力為サレ且其ノ一定ノ日後ニ同條第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登

株券二付第二百十六條第一項（第二百二十二條ノ九第四項、第三百五十條第三項（第三百六十二條第二項、第三百七十四條ノ三十一第二項及第四百十六條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十九條第二項、第三百六十八條第二項及第四百十三條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本條及次條第四項ニ於テ同ジ）ノ請求ヲ為シタルトキハ会社ハ第二百十六條第一項ノ期間満了ノ日力前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ株券力無効トナルベキ日前ニ到來スル場合ニ限り第二百十六條第一項ニ規定スル公告ヲ為スコトヲ得

）（略）

第二百三十條ノハ 株券喪失登録ノ為サレタル株券二付テハ会社ハ第二百三十條ノ四第六項、第二百三十條ノ五第五項若ハ前條第二項（同條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラルル日又ハ第二百三十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ株券力無効トナル日迄ノ間ハ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ

第二百十九條第一項、第二百二十四條ノ三第一項、第二百八十條ノ四第三項（第二百八十條ノ二十五第三項及第三百四十一條ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第六項ニ於テ同ジ）又ハ第三百七十四條ノ七第一項（第三百七十四條ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ一定ノ日前ニ第二百三十條ノ四第一項ノ登録異議ノ申請力為サレ且其ノ一定ノ日後ニ同條第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登

録ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ
同条第三項ノ請求ヲ為シタルモノヲ第二百十九条第一項、第二百二
十四条ノ三第一項、第二百八十条ノ四第一項、第二百八十条ノ二十
五第一項（第三百四十一条ノ十五第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム
）又八第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル権利ヲ有スベキ株主又ハ質
権者ト看做ス

（削る）

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券
ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ
於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日（前条第二項（同条第四項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラ
レタルトキハ第二百十六条第一項又八第二百二十条第四項（第二百
十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ期間内ニ利害関係人ガ
異議ヲ述ベザリシ場合ニ於ケル其ノ期間満了ノ日次項ニ於テ同ジ）
迄ノ間ハ其ノ各号ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得ズ

一〇三（略）

四 会社ノ配当スベキ利益若ハ利息ノ支払又八第二百九十三条ノ五
第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス場合 其ノ利益若ハ利息ノ支払又ハ金

録ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ
同条第三項ノ請求ヲ為シタルモノヲ第二百十九条第一項、第二百二
十四条ノ三第一項、第二百八十条ノ四第一項、第二百八十条ノ二十
五第一項（第三百四十一条ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム
）又八第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ規定スル権利ヲ有スベキ株主又ハ質
権者ト看做ス

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中第二百三十条ノ四第六項ノ規
定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ会社ハ其ノ期間中ト
雖モ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同条第三項ノ請求ヲ為
シタルモノニ付テハ株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為スコトヲ要
ス

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券
ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ
於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日（前条第二項（同条第四項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラ
レタルトキハ第二百十六条第一項又八第二百二十条第四項（第二百
十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ期間内ニ利害関係人ガ
異議ヲ述ベザリシ場合ニ於ケル其ノ期間満了ノ日次項ニ於テ同ジ）
迄ノ間ハ其ノ各号ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得ズ

一〇三（略）

四 会社ノ配当スベキ利益又ハ利息ノ支払ヲ為ス場合 其ノ利益又
ハ利息ノ支払

錢ノ分配

五 (略)

六 第五項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニ与ヘラレタル前号ノ引受権ノ行使ニ因リ会社ガ新株、新株予約権又ハ新株予約権付社債ノ発行ヲ為ス場合 其ノ新株二係ル株券、其ノ新株予約権二係ル新株予約権証券又ハ其ノ新株予約権付社債二係ル債券ノ交付

前項第一号ノ株式、同項第二号ノ金銭、同項第三号ノ支払及払戻ヲ為スベキモノ、同項第四号ノ利益、利息及金銭並ニ同項第六号ノ新株、新株予約権及新株予約権付社債ハ株券喪失登録ノ為サレタル株券二係ル株式ニ付テノ第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人(第二百三十条ノ六第二項又ハ前条第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル株券喪失登録者ヲ含ム)之ヲ取得ス

第三項第五号ノ引受権ハ第二百八十条ノ四第三項ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ対シ新株引受権証券ヲ交付スルコトヲ得ズ

第一項第三項(第四号乃至第六号ヲ除ク)及第四項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スベキ名義書換、株式ノ発行、金銭ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一五 (略)

(略)

第二百八十条ノ四 (略)

五 (略)

六 第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニ与ヘラレタル前号ノ引受権ノ行使ニ因リ会社ガ新株、新株予約権又ハ新株予約権付社債ノ発行ヲ為ス場合 其ノ新株二係ル株券、其ノ新株予約権二係ル新株予約権証券又ハ其ノ新株予約権付社債二係ル債券ノ交付

前項第一号ノ株式、同項第二号ノ金銭、同項第三号ノ支払及払戻ヲ為スベキモノ、同項第四号ノ利益及利息並ニ同項第六号ノ新株、新株予約権及新株予約権付社債ハ株券喪失登録ノ為サレタル株券二係ル株式ニ付テノ第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人(第二百三十条ノ六第二項又ハ前条第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル株券喪失登録者ヲ含ム)之ヲ取得ス

第四項第五号ノ引受権ハ第二百八十条ノ四第三項ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ対シ新株引受権証券ヲ交付スルコトヲ得ズ

第一項第四項(第四号乃至第六号ヲ除ク)及第五項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スベキ名義書換、株式ノ発行、金銭ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一五 (略)

(略)

第二百八十条ノ四 (略)

(略)

株主が新株ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ於テハ会社ハ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ第一項ノ権利ヲ有スベキ旨及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ九 払込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ払込期日ヨリ株主トナル

・ (略)

第二百八十条ノ十七 (略)

(略)

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ新株発行ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三十 会社ハ第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ払込期日(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日)以後遅滞ナク新株予約権証券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

(略)

株主が新株ノ引受権ヲ有スベキ場合ニ於テハ会社ハ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ第一項ノ権利ヲ有スベキ旨及新株ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキトキハ其ノ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ九 払込又ハ現物出資ノ給付ヲ為シタル新株ノ引受人ハ払込期日ノ翌日ヨリ株主トナル

・ (略)

第二百八十条ノ十七 (略)

(略)

(新設)

第二百八十条ノ三十 会社ハ第二百八十条ノ二十第二項第九号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ従ヒ、其ノ定ナキトキハ払込期日(無償ニテ新株予約権ヲ発行スル場合ニハ之ヲ発行スル日)後遅滞ナク新株予約権証券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

(略)

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ新株予約権証券ハ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ新株予約権ニ付テハ第二百八十条ノ三十四、第三百五十九条ノ二及第三百六十八条ノ二ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ三十一 (略)

左ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ新株予約権者ノ氏名及住所、其ノ有スル新株予約権ノ数並ニ各新株予約権ノ取得ノ年月日ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一・二 (略)

三 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ新株予約権ヲ発行シタルトキ

前項第二号及第三号ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ第一項第一号ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要セズ

・ (略)

第二百八十条ノ三十五 第二百八十条ノ二十第二項第八号ニ掲グル事項ノ定アル新株予約権又ハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社が発行シタル新株予約権ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

(略)

(新設)

(新設)

第二百八十条ノ三十一 (略)

左ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ新株予約権者ノ氏名及住所、其ノ有スル新株予約権ノ数並ニ各新株予約権ノ取得ノ年月日ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一・二 (略)

(新設)

前項第二号ノ場合ニ於テハ新株予約権原簿ニハ第一項第一号ニ掲グル事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要セズ

・ (略)

第二百八十条ノ三十五 第二百八十条ノ二十第二項第八号ニ掲グル事項ノ定アル新株予約権ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ新株予約権原簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ対抗スルコトヲ得ズ

(略)

第二百六条ノ二(第二項第三号ヲ除ク)及第二百七条ノ二ノ規定ハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権ニ付テノ新株予約権原簿ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ質権ニ付テノ新株予約権原簿ノ記載又ハ記録ハ質権設定者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

第二百八十条ノ三十六 (略)

前項後段ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨及消却セラルベキ新株予約権ヲ公告シ且新株予約権者ニ対シ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

(削る)

新株予約権ノ消却ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ第一項後段ノ決議ヲ為シタル旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ新株予約権ノ消却ノ効力ガ生ズル旨及消却セラルベキ新株予約権ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ又ハ新株予約権者及新株予約権原簿ニ記載若ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三十八 (略)

(略)

(新設)

第二百八十条ノ三十六 (略)
前項後段ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、消却セラルベキ新株予約権及一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且新株予約権者ニ対シ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前項本文ノ公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

新株予約権ノ消却ハ第二項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
(新設)

第二百八十条ノ三十八 (略)

(削る)

第二百九十三条ノ五 (略)

、 (略)

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九条第一項、第二百二十二条第一項第一号、第二百二十二条ノ六但書(第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条ノ二十第二項第十一号及第二百九十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配当ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六但書(第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

(略)

第三百四十一条ノ八 会社ハ払込期日以後遅滞ナク債券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

・ (略)

第三百四十一条ノ十二 第二百八十条ノ三十六第一項乃至第三項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第二百三十四条ノ三第一項ノ期間内ノ新株予約権ノ行使ニ因リテ取得シタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セス

第二百九十三条ノ五 (略)

、 (略)

第一項ノ金銭ノ分配ハ第二百九条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十二条ノ六第一項但書(第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二百八十条ノ二十第二項第十一号及第二百九十三条ノ規定ノ適用ニ付テハ利益ノ配当ト看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六第一項但書(第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム)及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ營業年度ノ終ト看做ス

(略)

第三百四十一条ノ八 会社ハ払込期日以後遅滞ナク債券ヲ発行スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二百二十六条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

・ (略)

第三百四十一条ノ十二 第二百八十条ノ三十六第一項第二項及第四項ノ規定ハ新株予約権付社債ニ付セラレタル新株予約権ノ消却ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百五十条ノ二 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行
済株式ノ全部ニ付第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発
行セラレザル場合ニ於テ第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルト
キハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ
効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第三百五十一条 株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定ヲ設クル決議ヲ為シ
タルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株券ハ無効
トナル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ
記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ定ノ設定ハ同項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ
第一項ニ規定スル場合ニ於テ同項ノ一定ノ日ノ前日迄ニ株式ノ質権
者ノ請求アリタルトキハ会社ハ質権者ノ氏名及住所並ニ質権者ノ請
求ニ依ル記載又ハ記録ナル旨ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ
要ス

発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書又ハ第二百二十六
条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項
ノ決議ヲ為シタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ其ノ旨及会社ノ
定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ
二週間前ニ公告シ又ハ株主、端株主及新株ノ引受権若ハ新株予約権
ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

(新設)

第三百五十一条 削除

第三百六十二条 第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項第三項及第三百五十条ノ二ノ規定ハ第三百五十三条第七項ノ完全親会社トナル会社ノ執ルベキ手續ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百六十三条 (略)

、 (略)

第二百五条第二項第三項、第百九条、第百三十七条、第二百四十九条及第二百八十条ノ十七ノ規定ハ第一項ノ訴ニ、第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十一条 第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百七十二条 (略)

第二百五条第二項第三項、第百九条、第百十条、第百三十七条、第百三十八条、第二百四十九条及第三百六十三条第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第三百六十三条第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ七 分割ニ因リテ設立スル会社が分割ヲ為ス会社ノ

第三百六十二条 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ第三百五十三条第七項ノ完全親会社トナル会社ノ執ルベキ手續ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百六十三条 (略)

、 (略)

第二百五条第二項第三項、第百九条、第百三十七条、第二百四十九条及第二百八十条ノ十七ノ規定ハ第一項ノ訴ニ、第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十一条 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ完全子会社トナル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

(略)

第三百七十二条 (略)

第二百五条第二項第三項、第百九条、第百十条、第百三十七条、第百三十八条、第二百四十九条及第三百六十三条第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ訴ニ、第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ本項ニ於テ準用スル第三百六十三条第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ七 分割ニ因リテ設立スル会社が分割ヲ為ス会社ノ

株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ハ分割ヲ為ス旨及一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

(略)

第三百七十四条ノ十五 第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項第三項及第三百五十条ノ二ノ規定ハ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於ケル其ノ会社ノ執ルベキ手続ニ之ヲ準用ス

・ (略)

第四百十六条 (略)

(略)

第二百八条及第二百九条第三項第四項ノ規定ハ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為ス場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ハ分割ヲ為ス旨及一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載又ハ記録アル株主ガ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ニ際シテ発行スル株式ヲ受クル権利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

(略)

第三百七十四条ノ十五 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ三十一 第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ分割ヲ為ス会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ承継スル会社ガ分割ニ因リ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定ヲ設クル場合ニ於ケル其ノ会社ノ執ルベキ手続ニ之ヲ準用ス

・ (略)

第四百十六条 (略)

(略)

第二百八条及第二百九条第三項ノ規定ハ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株式ヲ目的トスル質権ニ之ヲ準用ス

第三百五十条第一項第三項及第三百五十条ノ二ノ規定ハ第四百八条第五項及第六項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第四百八十三条 削除

第四百九十八条 發起人、会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、監査役、検査役、清算人、整理委員、監督員、第三百九十八条第一項ノ管理人、監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務ヲ承継スベキ社債管理会社、社債権者集会ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者、合名会社ノ第六十七条ノ二ノ業務代行者若ハ第二百二十三条第三項ノ職務代行者、合資会社ノ第四百七条ノ業務代行者若ハ職務代行者、株式会社ノ第八十八条第三項、第二百五十八條第二項、第二百八十条第一項若ハ第四百三十条ノ職務代行者又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テ八百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラス

一ノ二ノ二 (略)

三 本編ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若ハ電磁的記録ニ

第三百五十条第一項及第三項ノ規定ハ第四百八条第五項及第六項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第四百八十三条 第二百四条乃至第二百七条、第二百九条第一項、第二百二十六条、第三百六条第一項、第三百七条及第三百八条ノ規定ハ日本ニ於テスル外国会社ノ株券又ハ債券ノ発行及其ノ株式ノ移転若ハ質入又ハ社債ノ移転ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ初メテ日本ニ設ケタル營業所(未ダ日本ニ營業所ヲ設ケザルトキハ初メテ定メタル日本ニ於ケル代表者ノ住所)ヲ以テ本店ト看做ス

第四百九十八条 發起人、会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、監査役、検査役、清算人、整理委員、監督員、第三百九十八条第一項ノ管理人、監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務ヲ承継スベキ社債管理会社、社債権者集会ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者、合名会社ノ第六十七条ノ二ノ業務代行者若ハ第二百二十三条第三項ノ職務代行者、合資会社ノ第四百七条ノ業務代行者若ハ職務代行者、株式会社ノ第八十八条第三項、第二百五十八條第二項、第二百八十条第一項若ハ第四百三十条ノ職務代行者又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テ八百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラス

一ノ二ノ二 (略)

三 本編ノ規定ニ違反シ正当ノ事由ナクシテ書類若ハ電磁的記録ニ

記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧若ハ謄写又ハ書類ノ謄本若ハ抄本ノ交付、電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付若ハ株主名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付ヲ拒ミタルトキ

四ノ十 (略)

十一 正当ノ事由ナクシテ株主名簿ノ名義書換ヲ為サザルトキ

十一ノ二ノ十四 (略)

十五 第二百二十六条第二項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ発行シタルトキ

十六 第二百二十六条ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載又ハ記録ヲ為サザルトキ

十六ノ二 第二百三十条ノ四第六項、第二百三十条ノ五第五項若ハ第六項又ハ第二百三十条ノ七第二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ株券喪失登録ヲ抹消セザルトキ

十六ノ三 第二百三十条ノ八第一項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ノ名義書換ヲ為シタルトキ

十六ノ四 第二百三十条ノ八第三項ノ規定ニ違反シテ同項各号ニ定ムル行為ヲ為シ又ハ同条第六項ニ於テ準用スル同条第三項(第四号乃至第六号ヲ除ク)ノ規定ニ違反シテ同条第六項ニ於テ準用スル同条第三項第一号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ

十六ノ五ノ二十二 (略)

記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ閲覧若ハ謄写又ハ書類ノ謄本若ハ抄本ノ交付若ハ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ヲ電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ提供スルコト若ハ其ノ情報ノ内容ヲ記載シタル書面ノ交付ヲ拒ミタルトキ

四ノ十 (略)

十一 正当ノ事由ナクシテ株券ノ名義書換ヲ為サザルトキ

十一ノ二ノ十四 (略)

十五 第二百二十六条第二項又ハ第四百八十三条ノ規定ニ違反シテ株券ヲ発行シタルトキ

十六 第二百二十六条ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載又ハ記録ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ

十六ノ二 第二百三十条ノ四第六項、第二百三十条ノ五第五項又ハ第二百三十条ノ七第二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ株券喪失登録ヲ抹消セザルトキ

十六ノ三 第二百三十条ノ八第一項ノ規定ニ違反シテ株券ノ名義書換ヲ為シタルトキ

十六ノ四 第二百三十条ノ八第四項ノ規定ニ違反シテ同項各号ニ定ムル行為ヲ為シ又ハ同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第四号乃至第六号ヲ除ク)ノ規定ニ違反シテ同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項第一号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ

十六ノ五ノ二十二 (略)

二十三 第三百六条第一項ノ規定ニ違反シテ債券ヲ発行シタルトキ 二十四、二十九 (略) ・ (略)	二十三 第三百六条第一項又八第四百八十三条ノ規定ニ違反シテ債券ヲ発行シタルトキ 二十四、二十九 (略) ・ (略)
---	--

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）

改正案	現行
（認可の基準） 第九条（略） 2（略） 3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十条の四第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百五五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。	（認可の基準） 第九条（略） 2（略） 3 前項第七号及び第八号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第十条の四第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第十条の四第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4～6 (略)

(投資信託契約の解約を記載した書面の交付等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第三十条第二項から第五項まで、第七項及び第八項並びに第三十条の二の規定は、第一項の場合について準用する。ただし、第四十二条第一項第一号口の規定による内閣総理大臣の命令に従つて解約する場合その他内閣府令で定める場合には、第三十条第二項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

(廃業、解散等についての届出及び公告)

第三十八条 (略)

2 投資信託委託業者は、合併しようとするとき(合併により消滅するときに限る。)、合併及び破産以外の理由により解散しようとするとき、投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業を廃止しようとするとき、分割により営業の全部若しくは一部を承継させようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3～5 (略)

4～6 (略)

(投資信託契約の解約を記載した書面の交付等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第三十条第二項から第七項まで及び第三十条の二の規定は、第一項の場合について準用する。ただし、第四十二条第一項第一号口の規定による内閣総理大臣の命令に従つて解約する場合その他内閣府令で定める場合には、第三十条第二項から第五項まで及び第三十条の二の規定は、準用しない。

(廃業、解散等についての届出及び公告)

第三十八条 (略)

2 投資信託委託業者は、合併しようとするとき(合併により消滅するときに限る。)、合併及び破産以外の理由により解散しようとするとき、投資信託委託業者を廃止しようとするとき、分割により営業の全部若しくは一部を承継させようとするとき、又は営業の全部若しくは一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

3～5 (略)

(規約の記載事項)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

5～8 (略)

(投資口の譲渡等)

第七十八条 (略)

2～5 (略)

6 民法第三百六十四条第二項の規定は投資口について、商法第二百七条、第二百八条及び第二百九条(第四項を除く。)の規定は投資口の質入れについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「トキ(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」とあるのは「トキ」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券)

第八十三条 (略)

2 投資法人は、その成立後(その成立後に投資口を発行するときは、

(規約の記載事項)

第六十七条 (略)

2・3 (略)

4 前項第三号に掲げる事項につき投資主の請求により投資口の払戻しをする旨を定めるときは、一定の場合においては払戻しを停止する旨を併せて定めることができる。

5～8 (略)

(投資口の譲渡等)

第七十八条 (略)

2～5 (略)

6 民法第三百六十四条第二項の規定は投資口について、商法第二百七条から第二百九条までの規定は投資口の質入れについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資証券)

第八十三条 (略)

2 投資法人は、その成立(その成立後に投資口を発行するときは、

、その払込期日以後)、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。

3 投資証券は、投資法人の成立後(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後)でなければ、発行することができない。

4・5 (略)

(投資証券が発行されていない場合の特例)

第八十四条の二 発行済投資口の全部について第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は前条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合には、次条第二項において準用する同法第二百十四条第三項、第二百十五条及び第二百十六条、第八十六条第四項において準用する同法第二百二十条第四項並びに第二百二十三条第一項において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、次条第二項において準用する同法第二百十五条ノ二、第八十七条第三項又は第二百二十三条第一項において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項の公告に代えて、公告すべき事項を投資主に通知することができる。

(投資口の併合)

第八十五条 (略)

その払込期日)の後、遅滞なく、投資証券を発行しなければならない。

3 投資証券は、投資法人の成立(その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日)の後でなければ、発行することができない。

4・5 (略)

(新設)

(投資口の併合)

第八十五条 (略)

2 商法第二百十四條第三項及び第二百五條から第二百十六條までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第二百十五條ノ二中「株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ發行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六條第一項但書若八第二百二十六條ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項ニ於テ準用スル第二百二十六條ノ二第三項又八同法第八十四條第一項」と読み替えるものと
するほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の分割)

第八十七條 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載又は記録のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前に、公告しなければならない。

4～6 (略)

第八十八條 (略)

2・3 (略)

(削る)

2 商法第二百十四條第三項、第二百五條及び第二百十六條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(投資口の分割)

第八十七條 (略)

2 (略)

3 第一項の場合においては、投資口の分割をする旨及び投資法人が定める一定の日において投資主名簿に記載又は記録のある投資主が投資口の分割により投資口を受ける権利を有する旨を、その日の二週間前(その日が第八十二條第二項において準用する商法第二百二十四條ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前)に、公告しなければならない。

4～6 (略)

第八十八條 (略)

2・3 (略)

4 第一項前段の場合においては、第八十二條第二項において準用す

(商法等の準用)

第二百二十三条 第七十一条第一項並びに商法第七十五条第九項、第七百七十六条、第九百九十条、第二百八十条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五条第四項から第八項までの規定は執行役員について、同法第七十七条第二項の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ十二の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十条ノ十五の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十七第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と、同法第七十五条第四項中「第二項第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又ハ信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同条第八項において準用する同

商法第二百二十四条ノ三第一項の規定にかかわらず、同項に規定する期間中であつても投資口の分割に基づく投資主名簿の記載又は記録の変更をすることができる。

(商法等の準用)

第二百二十三条 第七十一条第一項並びに商法第七十五条第九項、第七百七十六条、第九百九十条、第二百八十条ノ十七及び第二百八十条ノ十八の規定は投資法人が成立後に発行する投資口について、同法第七十五条第四項から第八項までの規定は執行役員について、同法第七十七条第二項の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて、同法第二百八十条ノ七、第二百八十条ノ九、第二百八十条ノ十一及び第二百八十条ノ十二の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について、同法第二百八十条ノ十五の規定は投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第四項中「第二項第十号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第二項第五号」と、「銀行又ハ信託会社」とあるのは「払込取扱機関」と、同条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八十条ノ九第一項及び第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証ノ用紙

法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百八十条ノ九第一項及び第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第二百八十条ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記ノ日」とあるのは「払込期日」と、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「投資口申込証ノ用紙」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(払戻請求)

第二百二十四条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する日から投資主若しくは質権者として権利行使すべき日までの間に請求があつたとき。

二 五 (略)

2 6 (略)

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、

と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(払戻請求)

第二百二十四条 第八十四条第一項に規定する投資法人は、次に掲げる場合を除くほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしなければならない。

一 第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する期間又は同項に規定する日から投資主若しくは質権者として権利行使すべき日までの間に請求があつたとき。

二 五 (略)

2 6 (略)

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、

投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 規約、投資主名簿若しくはその複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、投資法人債原簿若しくはその複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会、投資法人債権者集会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類若しくは第九十一条第四項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録、第二百二十九条第一項の資料及び附属明細書、第三百三十条第一項の監査報告書、第五百十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百十四条ノ二第一項各号に掲げる資料、第五百五十五条第一項各号に掲げる資料、第五百五十六条第一項の監査報告書、第五百五十九条第一項の決算報告書、第六十条第四項において準用する同法第四百四十三条に掲げる資料又は同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律（第三編第一章に限る。以下この条において同じ。）又は商法（この法律において準用する場合を含む。）の規定に違反して、規約、投資主名簿若しくはその複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、投資法人債原簿若しくはその複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、創立総会、投資主総会、役員会、清算人会、投資法人債権者集会若しくは債権者集会の議事録、第九十一条第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の書類若しくは第九十一条第四項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録、第二百二十九条第一項の資料及び附属明細書、第三百三十条第一項の監査報告書、第五百十条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項第二号、第三号若しくは第六号若しくは同法第四百十四条ノ二第一項各号に掲げる資料、第五百五十五条第一項各号に掲げる資料、第五百五十六条第一項の監査報告書、第五百五十九条第一項の決算報告書、第六十条第四項において準用する同法第四百四十三条に掲げる資料又は同法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に

二丁十九 (略) 二十 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して、投資主名簿に記載又は記録をしないとき。 二十一～三十九 (略)	記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。 二丁十九 (略) 二十 第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して、投資主名簿に記載又は記録をせず、かつ、投資証券を寄託しないとき。 二十一～三十九 (略)
---	---

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）

改正案	現行
（優先出資引受権） 第六条（略） 2）4（略） 5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ四第三項（新株引受権の割当期日等）及び第二百八十条ノ五（新株引受権の通知及び失権）の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十条ノ六ノ二（新株引受権証書の発行及び方式）、第二百八十条ノ六ノ三第二項（新株引受権証書の即時取得等）及び第二百八十条ノ六ノ四（新株引受権証書発行の場合の申込み）の規定は優先出資引受権証書についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ四第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、「第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）（第六条第一項」と、同法第二百八十条ノ五第一項中「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、「第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号及第三号」と、同法第二百八十条ノ六ノ二第一項中「第二百八十条ノ二第一項第六号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第三号」と、同条第二項中「取締役」とあ	（優先出資引受権） 第六条（略） 2）4（略） 5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ四第三項（新株引受権の割当期日等）及び第二百八十条ノ五（新株引受権の通知及び失権）の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十条ノ六ノ二（新株引受権証書の発行及び方式）、第二百八十条ノ六ノ三第二項（新株引受権証書の即時取得等）及び第二百八十条ノ六ノ四（新株引受権証書発行の場合の申込み）の規定は優先出資引受権証書についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ四第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同法第二百八十条ノ五第一項中「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、「第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号及第三号」と、同法第二百八十条ノ六ノ二第一項中「第二百八十条ノ二第一項第六号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第三号」と、同条第二項

るのは「理事」と、「前条第一項」とあるのは「優先出資法第九条第二項」と、「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、同法第二百八十条ノ六ノ四第一項中「第七十五条第一項及第三項」とあるのは「優先出資法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（優先出資者となる時期）

第十二条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日から優先出資者となる。

2・3 （略）

（優先出資の発行についての商法の準用）

第十四条 商法第七十八条（払込取扱機関の変更）、第八十九条（払込取扱機関の証明）、第九十条（権利株の譲渡）、第二百八十条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八条中「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若八信託会社」とあるのは「優先出資法第九条第二項第十号ニ掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「行政庁ノ認可」と、同法第八十九条中「銀行又八信託会社」とあるのは「

中「取締役」とあるのは「理事」と、「前条」とあるのは「優先出資法第九条第二項」と、「種類及数」とあるのは「内容及口数」と、同法第二百八十条ノ六ノ四第一項中「第七十五条第一項及第三項」とあるのは「優先出資法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（優先出資者となる時期）

第十二条 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

2・3 （略）

（優先出資の発行についての商法の準用）

第十四条 商法第七十八条（払込取扱機関の変更）、第八十九条（払込取扱機関の証明）、第九十条（権利株の譲渡）、第二百八十条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不公正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八条中「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若八信託会社」とあるのは「優先出資法第九条第二項第十号ニ掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「行政庁ノ認可」と、同法第八十九条中「銀行又八信託会社」とあるのは「

金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同条第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十条ノ十二中「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、同法第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券力」とあるのは「優先出資証券力」と読み替えるものとする。

（優先出資の消却）

第十五条 （略）

2）4 （略）

5 商法第二百十五條第一項及び第二項（株式併合の手續）、第二百十五條ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手續）並びに第二百二十條第四項（一株に満たない端数の処置）の規定は、優先出資

金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同条第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十条ノ十二中「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証」と、同法第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

（優先出資の消却）

第十五条 （略）

2）4 （略）

5 商法第二百十五條第一項及び第二項（株式併合の手續）並びに第二百二十條第四項（一株に満たない端数の処置）の規定は、優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十五條

の消却について準用する。この場合において、同法第二百五条第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十五條ノ二中「株券ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ發行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若八第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券力」とあるのは「優先出資証券力」と、同法第二百二十条第四項中「第一項ノ」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号二掲グル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」と読み替えるものとする。

（優先出資の分割）

第十六条

2、4（略）

5 商法第二百十九条（株式分割の場合における分割期日等）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百十六條（株式併合の手續）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百二十条第一項本文、第二

第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百二十条第四項中「第一項ノ」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号二掲グル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却ニ伴フ支払ヲ為ス」と読み替えるものとする。

（優先出資の分割）

第十六条（略）

2、4（略）

5 商法第二百十九条（株式分割の場合における分割期日等）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百五条第一項及び第二項並びに第二百十六條（株式併合の手續）の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百二十条第一項本文、第二

項前段及び第四項（一株に満たない端数の処置）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第三百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中、「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「種類及数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百十五条第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十六条第一項中「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百二十条第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第四項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資者名簿についての商法の準用）

第二十五条 商法第二百二十四条第一項、第三項及び第四項（株主名

項前段及び第四項（一株に満たない端数の処置）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項（管轄裁判所）及び第三百三十二条ノ三（端株の任意売却許可の申請）の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中、「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四条ノ第三項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六条第一項」と、同条第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「種類及数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百十五条第一項中「株券ヲ」とあるのは「優先出資証券ヲ」と、「株券（第三項ノ株券ヲ除ク）」とあるのは「優先出資証券」と、「旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百十六条第一項中「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百二十条第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同条第四項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資者名簿についての商法の準用）

第二十五条 商法第二百二十四条第一項、第三項及び第四項（株主名

簿の効力)、第二百二十四条ノ二(所在不明の株主)、第二百二十四条ノ三(株主名簿の基準日)並びに第二百六十三条第一項(第一号及び第四号を除く。)、及び第三項(第二号を除く。)(株主名簿の公示)の規定は、優先出資者名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資ノ申込ヲ為シタル者若八引受人又八質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「記載又八記録」とあるのは「記載」と、同法第二百六十三条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、「モノ(第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」とあるのは「書類」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同項第三号中「掲グルモノ」とあるのは「掲グル書類」と、同条第三項中「株主」とあるのは「普通出資者及優先出資者」と、同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若八端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又八株主名簿、新株予約権原簿若八社債原簿ノ複本ノ」とあるのは「優先出資者名簿又八其ノ複本ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

簿の効力)、第二百二十四条ノ二(所在不明の株主)、第二百二十四条ノ三(株主名簿の閉鎖及び基準日)並びに第二百六十三条第一項(第一号及び第四号を除く。)、及び第三項(第二号を除く。)(株主名簿の公示)の規定は、優先出資者名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項及前項」と、「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資ノ申込ヲ為シタル者若八引受人又八質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百六十三条第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、「モノ(第三号ノ複本ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」とあるのは「書類」と、同項第二号中「株主名簿、新株予約権原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同項第三号中「掲グルモノ」とあるのは「掲グル書類」と、同条第三項中「株主」とあるのは「普通出資者及優先出資者」と、同項第一号中「株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若八端株原簿ガ書面ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ書面又八株主名簿、新株予約権原簿若八社債原簿ノ複本ノ」とあるのは「優先出資者名簿又八其ノ複本ノ書面ニ依ル」と読み替えるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十六条

2 商法第二百七条第二項（株式の質入れの對抗要件）、第二百八条（質権の効力）及び第二百九条（第四項を除く。）（株式の登録質）の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは、「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは、「消却又八分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿二記載又八記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ八質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又八記録シタルトキ）」とあるのは、「優先出資者名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ優先出資証券ニ記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは、「剰余金ノ配当」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは、「第一項」と、「株券ヲ其ノ」とあるのは、「優先出資証券ヲ其ノ」と、「株券ノ」とあるのは、「優先出資証券ノ」と、「旧株券」とあるのは、「旧優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資証券の発行）

第二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日以後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、優先出資の払込期日以後でなければ、発行してはならない。

3 （略）

第二十六条 （略）

2 商法第二百七条第二項（株式の質入れの對抗要件）、第二百八条（質権の効力）及び第二百九条（株式の登録質）の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは、「消却又八分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは、「剰余金ノ配当」と、同条第三項中「株式」とあるのは、「優先出資証券」と読み替えるものとする。

（優先出資証券の発行）

第二十八条 協同組織金融機関は、優先出資の払込期日後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

2 優先出資証券は、優先出資の払込期日後でなければ、発行してはならない。

3 （略）

（優先出資証券が発行されていない場合の特例）

第二十八条の二 発行済優先出資の全部について第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項並びに第一百六条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項、第二百十六條並びに第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2

前項に規定する場合には、第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條ノ二、第十六条第五項において準用する同法第二百十九條第一項又は第二十五条において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資者及び優先出資引受権を有する者に通知することができる。

（優先出資証券についての商法の準用）

第三十条 商法第二百二十六条ノ二（株券の不発行）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百二十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と

（新設）

（優先出資証券についての商法の準用）

第三十条 商法第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百二十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

読み替えるものとする。

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十二 (略)

十三 第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資者名簿に記載を行わないとき。

十四ノ十八 (略)

2 (略)

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十二 (略)

十三 第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第二項の規定に違反して優先出資者名簿に記載を行わず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十四ノ十八 (略)

2 (略)

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）

改正案	現行
（資産流動化計画） 第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 （略） 二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項 イ （略） ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、<u>第八十五条第四項</u>、<u>第一百十条第二項第十六号</u>、<u>第一百十八条の三第一項第一号</u>及び<u>第一百十八条の四第二項</u>において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項 ハ ト （略） 三 六 （略） 二・三 （略） （優先出資社員名簿の記載事項） 第四十四条 （略） 2 （略） 3 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿の効	（資産流動化計画） 第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一 （略） 二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項 イ （略） ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、<u>第八十五条第二項</u>、<u>第一百十条第二項第十六号</u>、<u>第一百十八条の三第一項第一号</u>及び<u>第一百十八条の四第二項</u>において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項 ハ ト （略） 三 六 （略） 二・三 （略） （優先出資社員名簿の記載事項） 第四十四条 （略） 2 （略） 3 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿の効

力、所在不明の株主及び株主名簿の基準日）の規定は、特定目的会社の優先出資社員名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又八質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

（優先出資の消却に係る商法等の準用）

第四十八条の二（略）

2 商法第二百十三条第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときにおける優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十三条第四項中「第一項ノ」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条第一項ノ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

力、所在不明の株主並びに株主名簿の閉鎖及び基準日）の規定は、特定目的会社の優先出資社員名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又八端株主」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又八質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又八端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

（優先出資の消却に係る商法等の準用）

第四十八条の二（略）

（新設）